

ふあぶふあむ虐待防止及び身体拘束等適正化委員会規程

第1条（目的）

虐待防止及び身体拘束等適正化委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止と身体拘束等の適正化（以下「虐待防止」という）に努めることを目的とする。

第2条（委員会の責務）

委員会は、次の事項を所掌する。

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
4. その他、利用者の人権、虐待に関わる事項

第3条（委員会の構成）

委員会は別表に掲げる者をもって構成する

1. 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
2. 委員会実施時、委員長が欠けた時には、委員長が指名した者がその会務を務める。
3. 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第4条（委員会の開催）

1. 委員会は毎年1回、2月から3月末日までに開催する。
2. また、必要に応じて委員長が招集し、開催する。

第5条（事務局）

当委員会の事務局は、施設長が担当する。

付則 この規程は2024年3月1日から施行する

この規程は2024年7月1日から施行する（看護師の変更）

この規程は2026年10月1日から施行する（委員の追加と変更）

【別表】虐待防止及び身体拘束等適正化委員会 委員名簿

所属	氏名	備考
委員長	後藤佐知夫	法人代表理事 管理者兼児童発達支援管理責任者
虐待防止マネージャー	橋本絵莉	法人理事
虐待防止マネージャー	松原佑紀	法人理事
虐待防止委員	千代倉真理子	社員
虐待防止委員	本城里美	社員 児童発達支援管理責任者
虐待防止委員	太田由佳	看護師（パート）